

倫理及び利益相反防止に関する規程

<前 文>

特定非営利活動法人フードバンク仙台（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、企業団体・個人からまだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品等の寄贈を受け、ワーキングプア（働く貧困世帯）、ひとり親世帯、障がい者、高齢者、災害の被害者、外国人労働者等の経済的困窮に陥るおそれのある人々を対象に、食品の提供及び生活支援に関する事業を行う。また広く一般市民を対象として貧困の是正、食品ロスの削減、農作物の地産地消、持続可能な地域経済の構築に関する事業を行い、これらの目的を達成するため、貧困に関する調査研究・マスメディアへの情報発信・政策提言に関する事業を行う。以上をもって社会から貧困と飢餓を無くし、社会全体の福祉の増進に寄与することを使命とする。この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう努めなければならない。

<本 文>

（社会的信用の維持）

第1条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第2条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第3条 この法人は、法令やこの法人の諸規定のみならず、一般的社会規範を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条 役職員はすべての活動において、利益相反がないように、細心の注意を払わなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 この法人は、助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 この法人の役職員は、関係する社会的課題の解決促進のために、常に自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2024年2月1日から施行する。

利益相反自己申告書

特定非営利活動法人フードバンク仙台

代表理事 小椋 亘 殿

* 申告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

申告すべき事項【申告の基準】	該当の有無 (○印を付す)	○有の場合、必要事項を記載して下さい。 ①当該行為をする理由 ②当該行為の内容 ③当該行為の相手方・金額・時期・場所 ④当該行為が正当であることを示す参考資料
1. この法人から助成を受ける可能性のある団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「助成対象団体等」という。）の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。	有 ・ 無	
2. 助成対象団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「助成対象団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。	有 ・ 無	

3. 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。	有・無	
4. 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。	有・無	
5. 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から供応接待を受けること。	有・無	
6. 助成対象団体等役職員と共にゴルフをすること。	有・無	
7. 助成対象団体等役職員と共に旅行（この法人の業務に関連する場合を除く。）をすること。	有・無	
8. 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。	有・無	

<注意事項>

- ① 上記の申告内容は、申告対象期間（予定）の申告をしてください。
- ② 上記申告内容に変更が生じた場合は、速やかに同申告書フォームで再申告してください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- ④ 特定非営利活動法人フードバンク仙台はその申告内容を確認し、是正が必要な場合は利益相反回避要請等を通知します。特に問題がない場合は、通知しません。

誓約 私の利益相反の状況は、上記の通りであることに相違ありません。特定非営利活動法人フードバンク仙台の事業活動の妨げとなる利益相反状態は、本申告以外に一切ありません。なお、社会的もしくは法的な要請があった場合、本申告書の内容を公開して差し支えないことを承諾します。

申告日：（西暦） 年 月 日

申告者名：（自筆） ㊞